

過去の新型コロナウイルス関連情報（黒竜江省：2020年12月～2021年2月）

1. 最近の新型コロナウイルス感染者発生状況：

12月29日以降、黒竜江省黒河市、ハルビン市（香坊区）、綏化市（望奎县、北林区）、齐齐哈尔市（昂昂溪区）の複数都市で新型コロナウイルスの感染者が645名確認されましたが、2月6日以降は確認されておらず、2月22日から黒竜江省内の高中リスク地域が0となりました。過去に発生した感染者の履歴は[こちら](#)からご確認下さい。

2. 高・中リスク地域：

2月22日付けで黒竜江省内全地域が低リスク地域となりました。

(<https://www.hlj.gov.cn/n200/2021/0222/c35-11014882.html>)

3. 当地政府の対応

○黒竜江省政府の1月12日記者会見 (<https://www.hlj.gov.cn/n200/2021/0113/c35-11013589.html>)

1月12日の記者会見で「緊急状態」を宣言し、緊急時を除いて省外へ出ないよう防疫体制の強化策を発表。

○ハルビン市発表の感染対策措置

・1月11日付第20号公告

(<https://mp.weixin.qq.com/s/YmUTPxmjNrsK0UE51TGxw>)

・1月12日付第21号公告

(http://www.harbin.gov.cn/art/2021/1/12/art_209_975867.html)

・1月20日付第22号公告

(http://www.harbin.gov.cn/art/2021/1/20/art_11277_988858.html)

・1月25日付防疫対策に関する通知

(http://www.harbin.gov.cn/art/2021/1/25/art_209_993886.html)

・1月29日付防疫対策に関する通知

(http://www.harbin.gov.cn/art/2021/1/29/art_209_1029694.html)

・2月6日付第23号公告

(http://www.harbin.gov.cn/art/2021/2/6/art_209_1054985.html)

・3月8日付活動再開に関する公告

(http://www.harbin.gov.cn/art/2021/3/8/art_209_1067035.html)

主な措置は以下の通りです。

(1) ハルビン市による要請

・2月11日開始の春節にかけて、不要不急の場合を除いてのハルビン市からの外

出・帰省の抑制。

- ・大人数での活動・会食の抑制（家庭内の会食も含め 10 人以下に制限）
- ・（25 日から）リスク地域に住んでいる人は厳格な管理が行われ，不要不急の外出を控えること。
- ・（25 日から）政府機関や企業等での就労が必要な場合は会社からの証明書を発行し，7 日以内の陰性証明書を取得すること。

(2) 移動制限・隔離・検査措置

【1】国外から到着した場合

- ・ハルビンに到着：14 日間の集中隔離+（基準適合する場合）7 日の自宅隔離（基準不適合の場合は集中隔離）
- ・他都市経由の場合：最初の到着地で 14 日間集中隔離+21 日未満の場合は到着 72 時間前の居住社区等に連絡の上 7 日の自宅医学観察と PCR 検査（基準不適合の場合は集中隔離）

【2】中国国内の高・中リスク地域からハルビンに到着した場合：14 日間の集中隔離

- ・ハルビン到着前後に社区・宿泊先等に連絡の上 14 日間の集中隔離+7 日間の社区による健康管理

（注 1）上記の期間中は毎日の健康状況の報告、外出・面会・会食の制限(事前同意)。規定に従わない場合は費用自己負担の上，集中隔離に変更。

（注 2）隔離期間中に PCR 検査を 1 日目，14 日目，21 日目の計 3 回行う。

【3】ハルビン市から出る場合について

市内の高リスク地域在住の人：移動不可

市内の中リスク地域在住の人：過去 14 日以内に滞在歴がある場合は原則移動不可，移動が必要不可欠な場合は 72 時間以内の陰性証明書が必要。

市内の低リスク地域在住の人：7 日以内の陰性証明書が必要

(3) 観光娯楽施設・公共の場所，公共交通機関。医療機関等に対する管理制限措置

- ・1 月 11 日から観光施設の事前予約制と 75%入場者規制。娯楽施設（映画館，ネットカフェ，その他の遊興娯楽施設）にも 75%入場者規制を実施。
- ・公共の場所・公共交通機関利用時のマスク着用，検温の開始。
- ・1 月 11 日から関連医薬品（解熱剤など症状対応するもの）の販売実名登録・報告制度実施。
- ・1 月 11 日以降，発熱等の有症状者は指定病院（ハルビン市第六医院）への受診を呼びかけ。
- ・1 月 20 日以降，カラオケ，映画館，銭湯などの公共施設やバー，カフェ，ジムな

~~どの休息健康施設，子供の室内遊技場，子供塾などの営業停止。また，各宗教施設の開放，集会の禁止。（2月23日から制限付き解除）~~

- ~~・1月20日以降，催事，集会，展示会などの人が多く集まる大型活動の停止。~~